

令和5年7月28日

## 【照会先】

栃木労働局雇用環境・均等室

雇用環境改善・均等推進監理官 筧 俊夫

室長補佐 菅沼 嗣佳

(電話) 028-633-2795

報道関係者 各位

## 県内初！プラス認定が出ました！！

栃木労働局（局長 おくむら ひでき 奥村 英輝）では、令和5年7月12日に、次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として、**株式会社足利銀行**（宇都宮市、取締役頭取 しみず かずゆき 清水 和幸）をプラス認定企業に認定しました。

プラス認定企業は、県内で**初めて**となります。

※令和4年3月31日までにくるみん認定・プラチナくるみん認定を受けている企業については、プラス認定基準（不妊治療と仕事との両立に関する基準）を満たせば、くるみんプラス認定・プラチナくるみんプラス認定を受けることができます。



### 株式会社足利銀行（金融・保険業 労働者数 4,040 名）

プラス認定日：令和5年7月12日（くるみん認定日：平成27年8月13日）

#### プラス認定取組内容

##### ① 制度

- ・未使用のままで消滅する年次有給休暇を60日を限度として積み立て、不妊治療や定期的な通院を要する傷病の場合に使用できる。
- ・不妊治療を受けるために休職を希望する従業員を対象に、最長2年間休職することができる。
- ・時間単位の年次有給休暇制度、フレックスタイム制及びテレワーク制度等、不妊治療のために利用できる各種制度が整っている。

##### ② 方針・周知

- ・不妊治療と仕事との両立の推進に関する方針及び①の制度について通牒、行内ビデオニュース、ニュースリリースで周知している。

##### ③ 研修等

- ・全従業員に対し制度の内容と制度利用における注意点等についてビデオニュースによる研修動画を配信している。

##### ④ 相談担当者の選任・周知

- ・相談担当者を選任し、行内イントラネットで周知している。

<参考資料>令和4年4月1日からくるみん認定・プラチナくるみん認定の認定基準等が改正されました！新しい認定制度もスタートしました！